

# 弁理士会がAI利用指針

日本弁理士会は、弁理士 参考に検討を重ねてきた。

が生成AI（人工知能）を  
使う際の注意点などをまと  
めた「弁理士業務AI利活  
用ガイドライン」を策定し  
た。急速に発達するAI技  
術は、弁理士の業務でも活  
用が不可欠となる一方、顧  
客の特許情報など秘密も扱  
うため、会として利用時の  
ガイドライン（指針）が必  
要と判断した。

昨年3月から、自治体や  
大学などのガイドラインも

策定されたガイドライン

では、特許登録に必要な「新  
規性」に関わるような秘密  
情報を生成AIに入力する  
場合は顧客の合意を得るこ  
とや、生成された情報の真  
偽は必ず弁理士自身が確か  
めることなどを定めた。

弁理士の業務では、例え  
ば特許の申請時、特許庁か  
ら「拒絶理由通知」が届く  
ことがあり、時に10ページに及  
ぶ文書をAIは瞬時に要約

する。また、外国で商標を  
出願する際に、商標にしよ  
うとしている言葉が予期せ  
ぬ悪い意味を持っていない  
か調べる場合なども、検索  
エンジンを使うより、労力  
がかからないという。

ガイドラインをまとめた  
ワーキンググループの桐山  
大座長は、「ガイドライン  
順守を明示することで顧客  
に安心感を抱いてもらえ  
る。弁理士も業務効率を高  
められ、コンサルティング  
業務など、より上流から企  
業経営に貢献できる」と話  
している。